

南幌町  
準工業用地のご案内



# ごあいさつ



- ◆ 都市近郊の町ならではの恵まれた立地優位性
- ◆ 充実した交通アクセス
- ◆ 企業進出に向けた優遇制度
- ◆ 移住、定住、子育て等支援の充実

職住環境の確保及び提供により事業拡大、  
新たに進出を目指す企業をバックアップいたします。

## 大崎 貞二

南幌町長

本町は、肥沃で広大な田園風景のまちとして、基幹産業である農業を中心に、次世代に繋がる魅力あるまちづくりを進めていくため、「育てる喜び、育む幸せ」をキャッチフレーズに「将来にわたり子どもたちと笑顔で暮らせるまちづくり」を目指し、邁進しております。

町内2カ所にある工業団地は既に50を超える企業に進出していただき、町民の雇用創出など、産業経済の発展が地域経済に寄与し、一步一步着実に発展してまいりました。

都市に隣接する恵まれた立地優位性、令和6年度に予定している道央圏連絡道路（中樹林道路）の開通による新たな道路交通網の拡充を見据え、これまで未造成であった土地を有効活用するため、北海道住宅供給公社所有地及び町所有地、合わせて約23ヘクタールを新たな工業団地として造成する「南幌町準工業用地等整備事業」を進めてまいります。

この「準工業用地」は職住近接のエリアとして、物流などの企業及び民間賃貸住宅の誘致により雇用と住居の確保・提供をすることで、町内外からの定住に向けた取組みを助長し、更なるまちづくりの活性化を進めてまいります。

「準工業用地」の概要を紹介したこのパンフレットをご高覧のうえ南幌町へのご理解を深めていただければ幸いです。

# 南幌町 概要

～海もない 山もない ただ どこまでも広がる自然があります～

本町の面積は81.36km<sup>2</sup>、約2km四方に主な公共施設、病院、商業店舗、公園、住宅団地が集中し、周囲は田園などの平野に囲まれたコンパクトシティです。

気候は、一年間の平均気温が7.8℃、最高・最低気温は8月に約30℃、1月には-20℃を下回ることもあります。春から秋にかけての気温は平均15℃、冬は平均-2℃と過ごしやすく、直近の年間降雪量の平均は5.5mとなります。

雨量も適度にあり11月初旬に初雪が降り、3月中旬頃まで真っ白で広大な雪景色をご覧いただけます。

一年を通して晴天の日が多く、快適に暮らすことができる自然環境を有しています。



人口は、平成10年に10,000人まで増加したものの、令和4年1月1日時点で7,378人まで減少しました。今後の人口減少に歯止めをかけるべく、平成28年度から実施した子育て世代への移住促進を中心とした施策の効果が表れ、令和4年5月から人口増加に転じて以降、令和5年12月1日時点で7,735人となり、人口増加が継続しています。

今、「近さ」が南幌町を大きく変えようとしています。

札幌市まで約25km、隣接する江別市・北広島市まで約13kmと都市に近く、道央圏連絡道路を利用することで、小樽市までも約1時間で移動することができます。

現在、「道央圏連絡道路」は江別東ICから「南幌ランプ」までを繋ぐ工事が進められ、令和6年度に「中樹林道路」としての開通を予定しています。

このパンフレットでご案内する準工業用地は「南幌ランプ」から約700mの位置にあり抜群の交通アクセスを誇ります。今後、道央圏連絡道路が全線開通となれば、本町周辺の交通利便性は格段に向上し、周囲の環境も大きく変貌していくものと今から大きな期待を寄せています。



## 【道央圏連絡道路】

小樽市から千歳市までを結ぶ地域高規格道路。国道337号線のバイパス道路として整備が進められ、通過市町村や道によって道央新道として都市計画道路に定められています。

国際的な交流拠点である新千歳空港、国際拠点港湾苫小牧港、重要港湾石狩湾新港、小樽港を結び、札幌圏における人流・物流の連携を図る重要な役割を果たすものです。

# 南幌町準工業用地等整備事業 概要

南幌町準工業用地等整備事業は、南 16 線西 10 番地・美園 3 丁目の北海道住宅供給公社所有地及び町有地の未利用地について、準工業用地として令和 5 年度に実施設計、令和 6 年度から令和 8 年度までの期間で用地整備を実施後、分譲・賃貸を予定しています。

## ◆ 現状と方向性

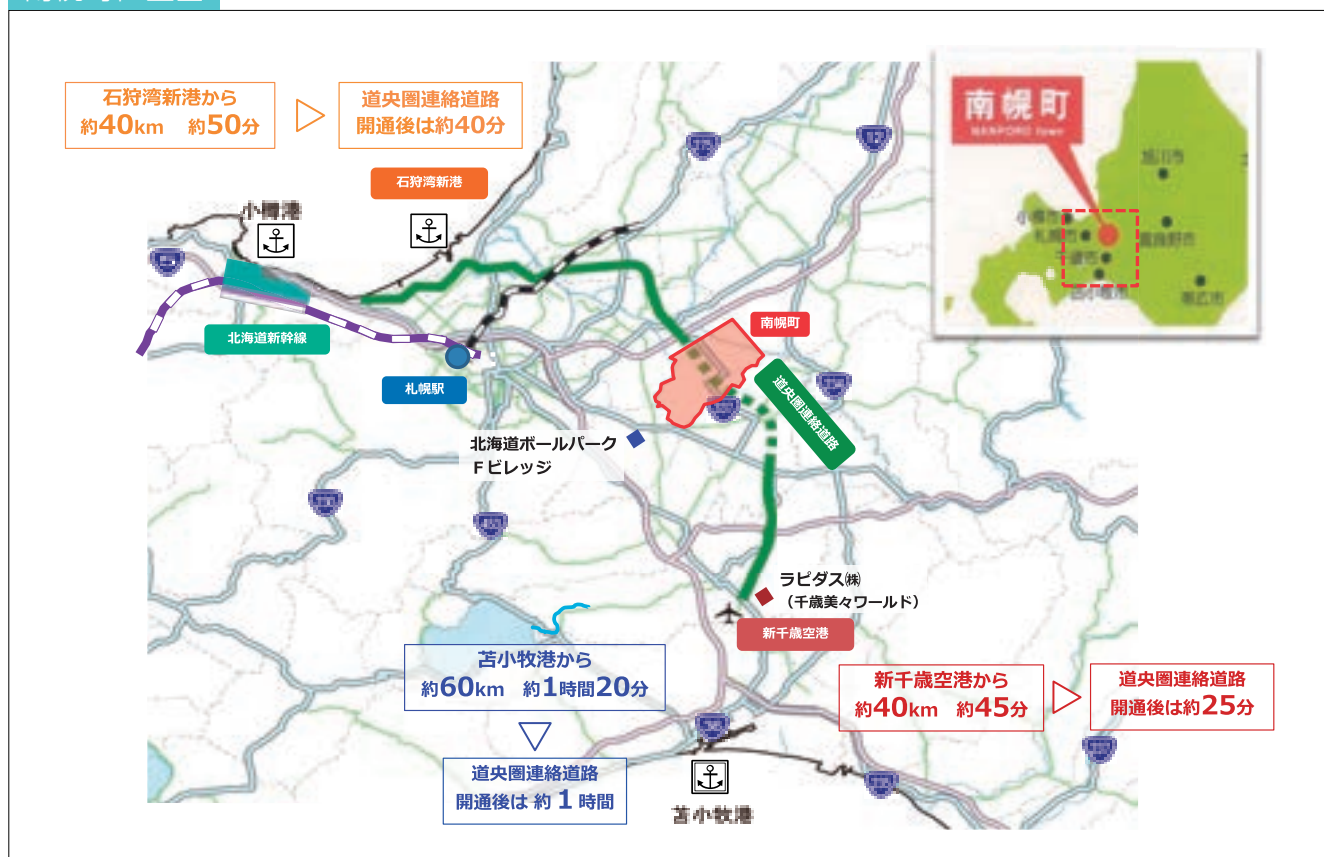
本町は、「緑豊かな田園文化のまち」を将来像に定め、札幌市のベッドタウンとして、計画的な住宅地開発や工業団地開発により形成されました。

昭和 47 年より北海道住宅供給公社による大規模住宅の開発が進められ、住宅地計 3,600 戸の住宅予定戸数を基本とした一団地の住宅施設を計画していましたが、平成 12 年以降住宅建設が大幅に減少し、新規住宅造成が停止となったことから南幌小学校前の南 16 線西 10 番地に約 29ha（北海道住宅供給公社 20ha、町有地 9ha）の未造成地を有しています。

昨今、道央圏連絡道路（中樹林道路）の令和 6 年度開通や北海道ボールパーク F ビレッジの建設により、都市近郊の町として好影響を受け、町工業団地や子育て世代への住宅団地の販売が進んでいます。準工業用地については、職住近接エリアとして、物流などの企業及び民間賃貸住宅の誘致により雇用と住居を確保・提供することで、町内外からの定住に向けた取組を助長し、まちづくりの活性化を進めます。



## 南幌町位置図

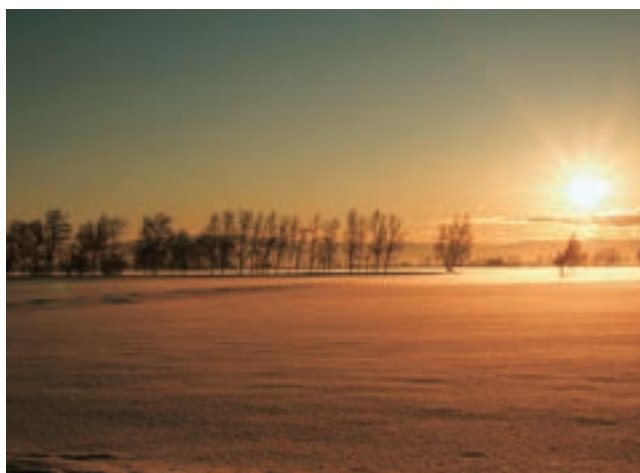
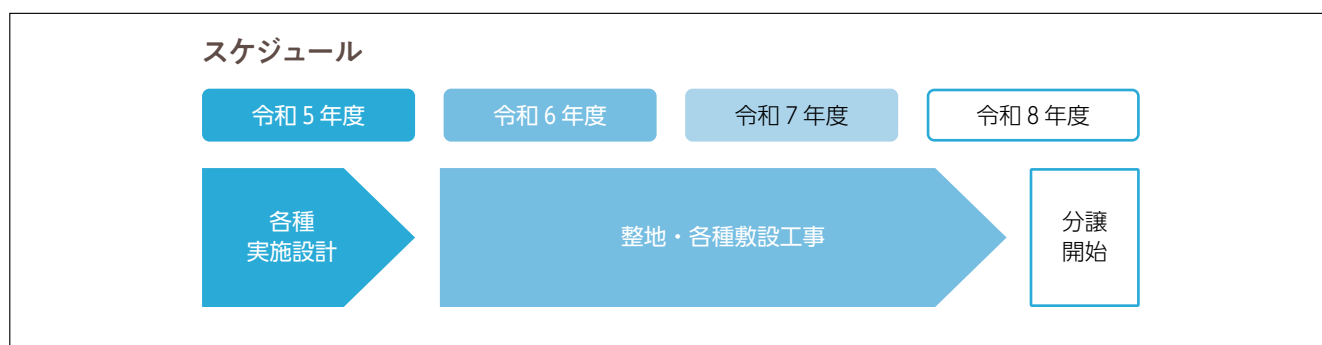


## ◆ 準工業用地及び住宅等用地の整備について

準工業用地と住宅等用地整備後の土地利用計画は、地区面積合計で 29.0ha となり、内訳で準工業販売用地は 23.6ha、住宅等用地は 1.6ha、施設用地 3.8ha を予定しています。

準工業用地は、約 23.6ha の用地を 5 分割とし、団地内道路全線にライフライン（上下水道・雨水対応）を施工することで、企業が要望する面積での分譲・賃貸を予定しています。

住宅等用地については、新たな雇用者の居住確保を含め子育て及び若者世代のための民間賃貸住宅用地として、店舗兼住宅 4 棟及び賃貸住宅 4 棟の計 8 棟を予定しています。





江別市へ



準工業用地等

南幌ランプ

南幌ランプ

南幌ランプから  
準工業用地まで  
約700m

道央圏連絡道路



長沼町・千歳市へ

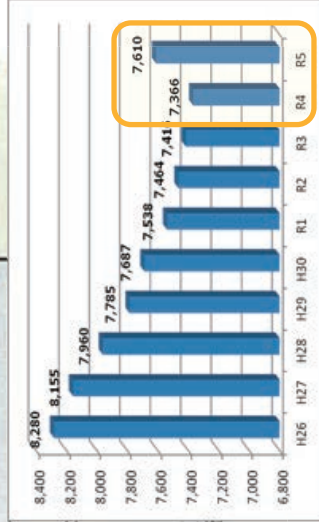
準工業用地等



住宅施策について

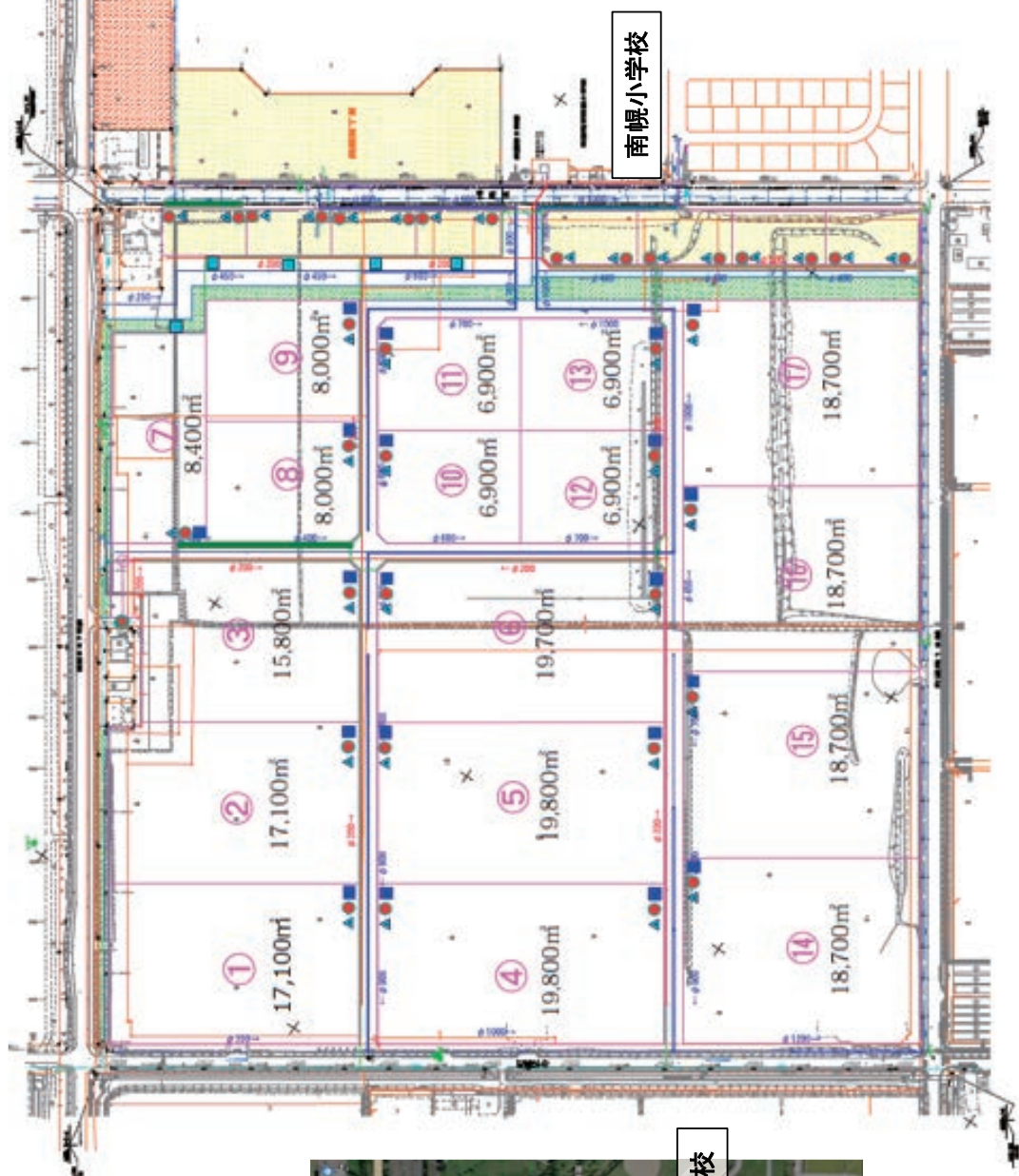
子育て支援施策の展開や  
「子育て世代住宅建築費助成事業」  
の効果により、令和4年7月より人  
口が増加中。

また住まいるヴェリッジ



平成26年からの人口推移（毎年4月1日現在）

道央圏連絡道路  
南幌ランプへ

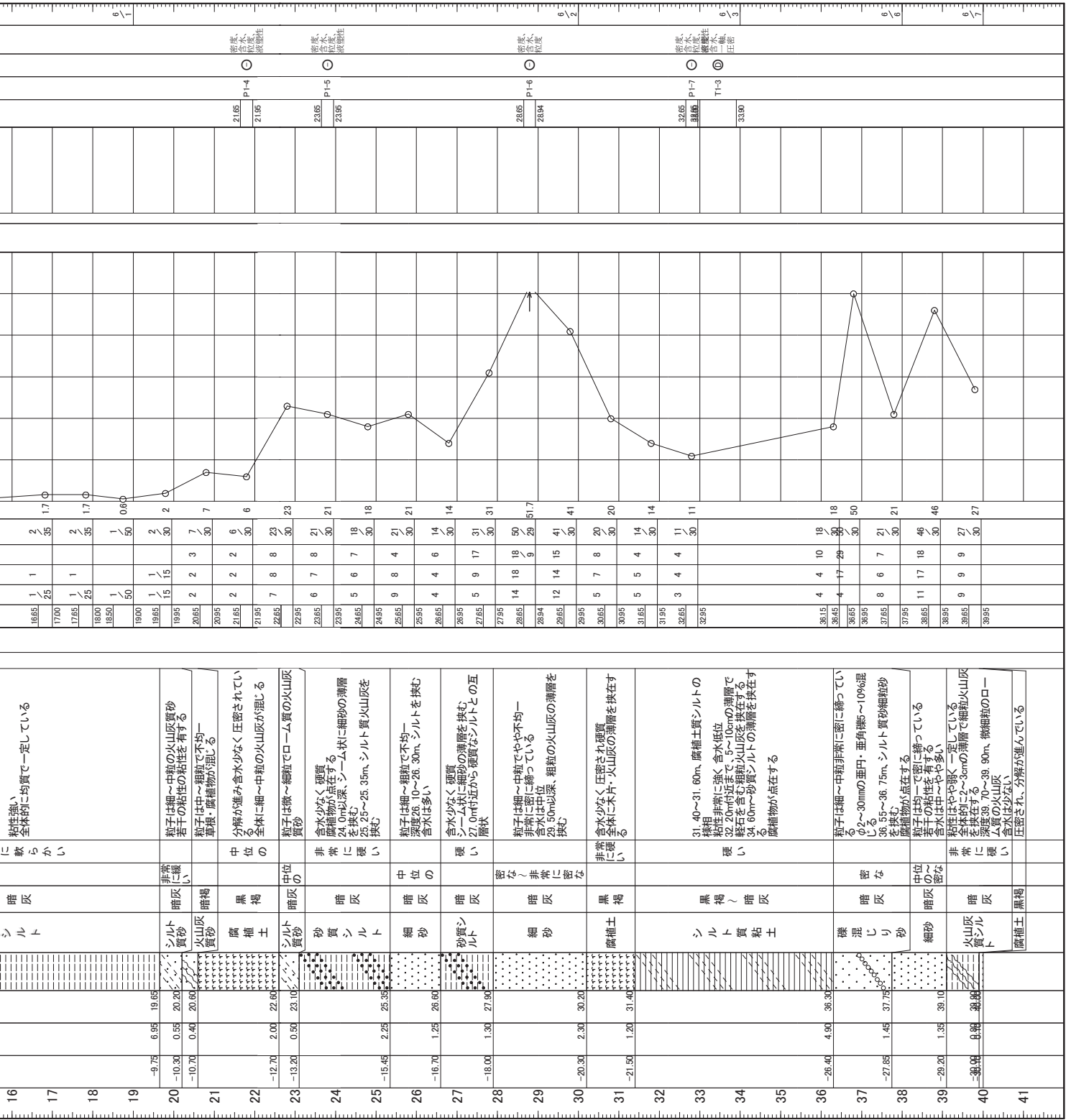


準工業用地分譲予定面積  
236,100㎡









新風、含水、液性比

新風、含水、液性比

新風、含水、液性比

新風、含水、液性比

P1-4

P1-5

P1-6

P1-7

TI-3

21.65

21.95

23.85

32.65

33.80

21.95

23.85

23.94

32.65

33.80

# 南幌町と札幌圏の支援制度

## ◆ 南幌町奨励金制度（町の助成金）

区分	対象業種	交付要件	補助対象	奨励内容	
				交付額	限度額
事業用設備等整備奨励金	①工業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業及び試験研究施設。 ②大規模小売店舗法立地法に基づく大規模小売店舗。	①町内に事業の用に供する工場等(※)を新設、増設又は賃借により事業の操業を行うこと。 ②事業用設備等(※)の取得価額合計額が3,000万円以上であること。	地方税法第341条第4項に規定する償却資産で償却資産課税台帳に登録されている設備等。	固定資産税課税標準額の20% (賃貸10%)	3,500万円
企業立地奨励金	①工業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業及び試験研究施設。 ②大規模小売店舗法立地法に基づく大規模小売店舗。	①町内に事業の用に供する工場等(※)を新設又は増設すること。 ②工場等の延床面積が200m <sup>2</sup> 以上であること。	事業の用に供する工場等(※)で基礎に杭打地業を行った建築物。	工場等の基礎部分 (杭打のみ) の固定資産税課税標準額の相当額(賃貸70%)	1,000万円
雇用奨励金	①工業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業及び試験研究施設。 ②大規模小売店舗法立地法に基づく大規模小売店舗。	工場等(※)の新設、増設又は賃借による事業の操業に伴い、常用雇用者を新規に3名以上(南幌町在住者)採用した場合。	事業開始の日前90日から事業開始後90日までの間に雇用した者。(※)	常用雇用者 1人につき 10万円を乗じた額	500万円

※工場等とは、工業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、試験研究を行う事業の用に供する施設及び大規模小売店舗法立地法(平成10年法律第91号)第2条第2項に規定する大規模小売店舗をいう。

※事業用設備等とは、工場等の操業開始の日までに取得した償却資産をいう。

※雇用した者とは、雇用した日から起算して1年を経過した日後において継続して雇用されている者。

## ◆ 南幌町の誘致の特例（固定資産税の課税免除）

対象業種	要件	内容
製造業 道路貨物運送業 倉庫業 こん包業 卸売業 試験研究施設等	工場等の新設又は増設にかかわる工業生産設備及び、その敷地である土地(取得してから1年以内に当該事業の用に供する土地に限る)の取得価格の合計額が2,800万円を超える場合	新設及び増設後、最初に到来する固定資産税から3年間免除する。4年目は40%、5年目は20%減免する。

## ◆ 札幌圏設備投資促進補助金

【業種】 製造業、情報通信業、運輸業、卸売・小売業、学術研究・専門・技術サービス業

【施設】 対象業種のうち以下の分野の試験・研究・開発施設、工場、人材育成施設、データセンター

《食関連分野》 食料品、機能的食品など

《先端技術分野》 健康・医療（医薬品、医療機器、バイオなど）

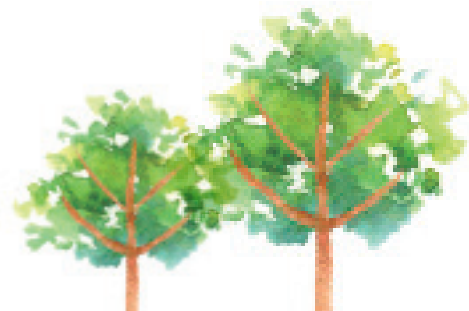
環境・エネルギー（再生可能エネルギー、新エネルギー、蓄電池、次世代自動車など）

その他（ロボット、航空・宇宙、高温超電導、ナノテクノロジー、高機能素材など）



補助要件	補助内容	限度額
・設備投資額(土地を除く)3億円以上 ・札幌圏内に本社、既存施設がないこと ・南幌町による設備投資助成が適用されること ・南幌町を除く札幌圏内で既存施設の廃止・縮小を行わないこと	新設	固定資産税課税標準額×10%(土地分を除く)
	※ただし、南幌町による設備投資助成相当額(土地分を除く)まで	5億円

※札幌圏～札幌市、小樽市、岩見沢市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、南幌町



# 北海道の支援制度

類型	分野	対象業種(事業)	対象地域	補助要件・投資額・雇用増注1	新設増設	助成内容注10		
						助成額注2	限度額	通算限度額
類型Ⅰ	成長産業分野	自動車関連製造業 宇宙・航空機関連製造業注5 高機能素材・複合材料関連製造業注5	全道 (札幌市を除く。) (植物工場は、工業団地と工場適地を対象とする。) (札幌市を除く。))	5億円以上 20人以上	新設	投資額の10%	15億円注11	20億円 同一企業につき
		増設			投資額の5%	5億円		
		電気・電子機器製造業 医薬品製造業 食関連産業 植物工場 新エネルギー関連製造業		10億円以上 1人以上	新設	投資額の10%	10億円注11	13億円 同一企業につき
					増設	投資額の5%	3億円	
		新エネルギー供給業 ※市町村支援の対象であること。		10億円以上 1人以上	新設	投資額の5%	1億円	1億5千万円 同一企業につき
					増設	投資額の2.5%	5千万円	
	データセンター事業	一般型 10億円以上 5人以上 環境配慮型注7 20億円以上 5人以上	新設	投資額の10%	一般型 3億円 環境配慮型 5億円	一般型 4億5千万円 環境配慮型 7億5千万円 同一企業につき		
	増設	2,500万円以上 5人以上	新設	投資額の10%	3億円	13億円 同一企業につき		
			増設	投資額の5%				
	本社機能移転事業	(設備投資)	全道 (札幌市を除く。)	1億円以上 20人以上	新設	投資額の10%	1億円	—
		(賃借)	全道	(投資額要件なし) 20人以上(札幌市は30人以上)	新設	1年間の賃料の1/2×3年間(札幌市は1年間)	1千万円/年	—
	発展基盤施設分野	自然科学研究所 ※成長産業分野に関連する業種に限る。	全道	10億円以上 研究員5人以上	新設	投資額の10%	10億円	13億円 同一企業につき
増設		5億円以上 研究員5人以上	投資額の5%	3億円				
高度物流関連事業注12 ※成長産業分野に関連する事業に限る。	全道 (札幌市を除く。)	20億円以上 20人以上	新設	投資額の10%	5億円	6.5億円 同一企業につき		
			増設	投資額の5%	1.5億円			
類型Ⅱ	市町村連携促進分野	・製造業 ・自然科学研究所 ・高度物流関連事業注12 ・データセンター事業 ・IT産業(ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附随サービス業) ・コールセンター事業 ・植物工場 ※市町村が行う立地助成措置の対象であること。	特別対策地域注6	2,500万円以上 5人以上	新設増設	投資額の4% 雇用増1人あたり50万円(雇用増が6人以上の場合6人目から支給)	1億円 5千万円	投資助成3億円 同一企業につき
			うち、特別対策地域と、地域未来投資促進法適用地域が重複する地域注8・注9	2,500万円以上 5人以上	新設	投資額の8% 雇用増1人あたり50万円(雇用増が6人以上の場合6人目から支給)	1億円 5千万円	
			地域未来投資促進法適用地域注8・注9	2,500万円以上 5人以上	新設	投資額の4% 雇用増1人あたり50万円(雇用増が6人以上の場合6人目から支給)	1億円 5千万円	
			工業団地(札幌市を除く。)(製造業又は植物工場に限る。)(植物工場は、工業団地と工場適地を対象とする(札幌市を除く。))	5,000万円以上 5人以上	新設	投資額の8%	1億円	
					増設	投資額の4%		

# 企業立地助成制度のご案内

北海道産業振興条例に基づく企業立地の促進を図るための助成制度の概要

(令和4年4月1日改正)

北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例(通称 北海道産業振興条例)に基づく助成内容は次のとおりです。

(平成20年4月1日施行)

(注) 助成を受けるためには、工場等の工事着手の90日前から工事着手する日までに立地計画の認定申請を行い、立地計画の認定を受けておく必要があります。

## 【お問い合わせ先】

立地工場等の住所地を所管する総合振興局・振興局  
又は北海道経済部産業振興局産業振興課

令和4年4月1日現在

(※令和4年4月1日付けで、施行規則の一部が改正されました)

注1 雇用増の人数には、工場等の新設又は増設に伴い増加する雇用者の人数に、知事が認める出向者1人を加えることができます。詳しくはQ2をご覧ください。

類型Ⅱにおいては、雇用増の「5人以上」には、補助対象施設と一体的に事業を行う施設の雇用増(2名まで)を含むことができます。詳しくはQ4をご覧ください。

2 省エネルギーを目的とした先進的な設備の導入又は新エネルギーの活用により、工場等全体のエネルギー消費量を10パーセント以上低減することが見込まれるものとして知事が認めた工場等(以下、「環境配慮型工場等」という。)については、「助成額」欄の所定の助成率に1パーセントを加算します(類型Ⅰのデータセンター事業と本社機能移転(貸借)を除く)。ただし、その場合にあっては「限度額」は変わりません(加算されません)。なお「通算限度額」には、加算額は含まれません。

環境配慮型工場等について、詳しくはQ11をご覧ください。

3 助成額が投資額を上回る場合は、投資額を助成額とします。

また、他の補助制度により補助を受けている場合、類型Ⅱにおいて市町村が行う立地助成措置の助成内容を上回る場合などにおいては、助成額を調整することがあります。

なお、債務超過の状況にある等の理由により、継続的な事業の実施が困難であると認められるときは助成しない場合があります。

4 認定事業者は、一つの立地計画ごとに、類型Ⅰ又は類型Ⅱの対象業種(事業)のうちいずれかの業種の補助金の交付を受けることができます。

5 地域未来投資促進法第13条第4項の承認を受けた事業で、知事が特に必要と認める事業に限る。(有識者会議による意見聴取を踏まえ、高い経済波及効果等が認められたもの。)

6 特別対策地域とは、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律などの地域関係開発法の適用地域です。詳しくは別図をご覧ください。

7 環境配慮型データセンターとは、雪氷、太陽光等の自然エネルギーを活用することにより、空調設備の消費電力を通常のデータセンターに比して20パーセント以上低減する設備を有すると知事が認めるものをいいます。

8 札幌市の区域にあっては、特任事業者が新設する場合に限りです。

9 特任事業者とは、地域未来投資促進法第13条第4項の規定による知事の承認を受けた事業者で、経済的効果が特に高いと知事が認める新設をするものです。

10 補助金は、10年以内で分割して交付することがあります。

11 雇用増に応じた上限スライド制を適用します。雇用増に応じた上限スライド制とは、雇用増の人数に応じて限度額を設定するものです。

自動車関連製造業、宇宙・航空機関連製造業、高機能素材・複合材料関連製造業		電気・電子機器製造業、医薬品製造業	
雇用増	限度額	雇用増	限度額
20人以上50人未満	5億円	20人以上50人未満	5億円
50人以上100人未満	10億円	50人以上	10億円
100人以上	15億円		

12 高度物流関連事業については、施設設置者等と物流事業者が異なる場合であっても補助対象となる場合があります。詳しくはQ12をご覧ください。

# 企業一覽

## ◆ 南幌工業団地 主な立地企業

企業名	業種	事業内容
(株)アグリフォレストマシーン	卸売・小売業	農林業機械輸入販売・メンテナンス
アサヒブリテック(株)	貴金属リサイクル	貴金属リサイクル材料回収
(株)アシスト	サービス業	什器備品、建機保安用品レンタル及び販売・式典イベント用品レンタル設営
いずみ産業(株)	卸売業	輸入石材の卸売
岩田地崎建設(株)	建設業	建築工事・土木工事・設計・監理ほか
越浦パイプ(株)	製造業	農業用ビニールハウスパイプ加工・販売
三基開発(株)	サービス業・建設業	廃棄物処理業・解体工事
(株)三和重機	建設揚重事業 一般貨物自動車運送業	クレーンリース業・重量物及び長尺物運搬
ジャパンウェイスト(株)	産業廃棄物処理業	産業廃棄物の無害化処理、再資源化
(株)大伸	産業廃棄物処理環境清掃等	産業廃棄物処理
TRE ガラスリサイクル(株)	ガラス再資源化製造業	ガラス屑の集荷・再資源化処理・販売
(株)トクヤマ	化学製造業	太陽光パネルリサイクル・電子先端材料・ライフサイエンス・化成品・セメント
(有)ハイダリー貿易	小売業	貿易業
日立建機日本(株)	レンタル・販売・修理	小物建設機械類のレンタル・ユニットハウス・トイレ販売・修理
(株)ファクトリーライズ	クリーニング業	業務用玄関マット・モップ等クリーニング
北海産業(株)	物品賃貸業	建設機械・総合リース&レンタル
北海道セキサン(株)	製造業	コンクリートパネル製造
北海道農販(株)	卸小売業	農業用フィルム
(有)真下商店	非鉄金属	リサイクル業
明治商工(株)	リース・販売業	建設仮設資材のリース・販売

## ◆ 晩翠工業団地 主な立地企業

企業名	業種	事業内容
(株)ウレタン工業	熱絶縁工事業	発砲ウレタン工事
エコライン(株)	産業廃棄物処理業	産業廃棄物収集運搬・処分
岡三リビング(株)	建設業	土木建設材料・工法の製造、販売
(株)オムニ商会	製造業	医療用寝具製造卸
(株)旭清工業	機械器具設置	水門設備・据付・メンテナンス業務
広教資材(株)	木製品製造業	学校教材(美術・技術)素材製造
宏陽(株)	建設業	フェンス・ガードレールの施工及びガードレールのレンタル
妻神工業(株)道央支店	建設業	土木工事・舗装工事
(株)札幌サン物流産業	一般貨物運送業	JR コンテナ・海上コンテナ(農産物、雑貨)
札幌商販(株)	運送業	一般貨物運送
(株)札幌麺匠	めん類製造業	ラーメン等麺類製造販売
トダテック(株)	金属加工業	産業機械設計施工・各種パレット製作
野幌煉瓦陶管(株)	窯業	暗渠排水・農業用素焼土管製造販売
バンコーチワークス(株)	製造業	トラック車体架装・消防自動車製作
(有)北海道資源開発	プラスチックリサイクル 産業廃棄物処理業	プラスチックの MATERIAL リサイクル・産業廃棄物処理業
マルエス三興鉄工(株)	金属加工業	各種水門・水管橋・橋梁
明治コンサルタント(株)	建設コンサルタント	地質調査・測量・設計
(株)ライズ・コーポレーション	資源リサイクル	非鉄金属・中古 OA 機器・家電リサイクル業



お申し込み  
お問い合わせ

北海道南幌町役場  
まちづくり課地域振興グループ

〒069-0292  
北海道空知郡南幌町栄町3丁目2番1号

TEL : 011-378-2121 (代表)  
          : 011-398-7021 (直通)

FAX : 011-378-2131

E-mail : g-tiiki@town.nanporo.hokkaido.jp

